

行政常任委員会会議録
〔平成 24 年第 1 回定例市議会付託〕
平成 24 年 3 月 22 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開会

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 平成24年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第 2 号 平成24年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 平成24年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第 4 号 平成24年度夕張市公共下水道事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 平成24年度夕張市介護保険事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 平成24年度夕張市診療所事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 平成24年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (8) 議案第 8 号 平成24年度夕張市水道事業会計予算
- (9) 議案第 16 号 夕張市営住宅条例の一部改正について

◎出席委員 (8 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、松倉監査委員、教育委員長、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等

午前 10 時 30 分 開会

●高間委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから行政常任委員会第 2 日目の会議を開催いたします。

●高間委員長 本日の出席委員は、8 名全員であります。

ほかに、議長が出席されております。

また、参与の出席については昨日と同様であります。

●高間委員長 それでは、昨日に引き続き大綱的な質疑を行います。

まず始めに、イベント開催につきまして職員派遣について市民周知をすべき、このことについて答弁から入りたいと思います。

はい、市長。

●鈴木市長 昨日の行政常任委員会における角田委員のご質問にお答えをいたします。

昨日の行政常任委員会では、市の各種イベントへの関わり方について熱心なご議論と前向きなご指摘、ご答弁をいただき誠にありがとうございました。

昨日はイベントの実施主体から特段の要請を受けた事案への市の関わり方に関する質疑を通して市が可能な範囲で各種イベントに側面支援をしていくという積極的、前向きな議論が具体的な事例を通して集中的に行われたものと考えております。この結果、市が可能な範囲で各種イベントを側面支援をしていくということが重要であるということについて委員の皆様と一定程度共通の理解が出来たというふうに思っているところでございます。こうした中で角田委員から市の各種イベントの関わり方について市民の皆様にも明確に周知をすべきというご助言をいただきました。このことを私なりに熟慮した結果、本件について市民の皆様に分かりやすくお知らせすること、このことについては、今後の市政にとっても重要であるという考えに至った

ところでございます。特に、昨日の行政常任委員会における委員の皆様からのご指摘、ご助言、そして、やりとりなども含めまして、広く市民の皆様にお知らせすることが本件をご理解いただく上で大変重要であるというふうに考えております。そして、議会の皆様のお考えや行政常任委員会でのやりとりも合わせて記載をさせていただくことはどういった形が良いのかということをおなりに考えさせていただきまして、その媒体として夕張市議会だよりというものがございまして、それが最も有効且つ適切でないかというふうに考えているところでございます。この為、議員の皆様のご了解が前提ですけれども、夕張市議会だよりでの掲載を是非ご検討いただき、市の考え方についてはですね、昨日答弁をさせていただいている内容の通りでございますが、本件の事案以前と変わった部分というのは大きくはないんですが、もし記載いただけるのであればですね、映画祭における事案の内容も合わせて編集の際にですね、議会の皆様と協議をさせていただく中で市民の皆さんに周知をさせていただければありがたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

●高間委員長 はい、小林委員。

●小林委員 今議会だよりという部分での案が示されましたけれども、たまたま私議員の中で編集委員長やっておりますけれども、そういう中であってそれぞれ議員の皆さんの見解もあろうかと思えます。この場合、委員長にお願いがありますけれども、暫時休憩をいただいて、その分について協議をさせていただく時間をいただきたいと思いますと思いますが、よろしく取り計らいをお願いいたします。

●高間委員長 はい、わかりました。

それでは皆様にお諮りをいたします。

ただいま議運の委員長より、この委員会の運営についてご意見がありました。暫時休憩ということでございますので、ご意見でございますでしょうか。委員の皆様。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしということでありますので、時間はちょっと決

めかねますけれども、暫時休憩ということで意見の収集をしていきたいと思えます。

午前 10 時 35 分休憩

午前 11 時 51 分再開

●高間委員長 それでは休憩前に引き続きまして、これより委員会を再開いたします。

それでは、議運の委員長より運営委員会の経過を発表をお願いいたします。

●小林委員 それでは、私の方から協議の結果についてお話をいたします。

まず、今日の運営委員会、こういう中で時間をとっていただきましてありがとうございます。

全員の議員に意見を聞きましてまとめたこととお話をさせていただきます。

まず始めに、今日市長の方から議会の方の議会だよりという部分で私の方に提案がありましたので、議会運営委員会、また編集委員会を同時に行っておりますので、その分を踏まえて議会運営委員会ということで協議をさせていただきました。その中で市長が申された通り、私どもこれからのイベントのあり方も含めて職員の公務派遣、これは反対するものではないし、進めていただきたいという部分での見解をみました。その中でそれぞれ議会だよりという部分とそれから行政と議会と持つてる役割が違いますので、それぞれ私ども議会といたしまして議会だよりにそれぞれの周知のあり方、それから協議をしたやり方というのはこれから編集委員会を通じて、その内容を載せることは当然市長が申されてる私どもの方でこれは行いたいと考えます。

もう一つは、行政の持っている役割の中で、その中で広報を通じてそれぞれの役割の中でお話を載せていただきたいと思いますという部分は、これ提案をさせていただきます。そういう中であって、その部分につきましては、これから載せる中で案として一つありますのは当然やっぱりそれぞれのイベント等につきましても必要性に応じてだと思えますけれども、そういう出すなかで、

昨日も協議の中でありました通りに市民の安全に資するもの、市のこれからの振興に資するもの、こういうものを当然入れておいていただく中でのお知らせをしていただきたいというのが、これ協議をいたしましたので、その部分を踏まえて協議をされた部分お知らせをいたしまして、もしその中で漏らしたものがありましたら他の議員さんにもお願いをいたしまして一応報告とさせていただきます。

以上です。

●高間委員長 はい、わかりました。それでですね、委員長報告、議運の委員長から報告ありましたが、他の議員さん、意見を述べた中でちょっと補足があればこの場で言うても構いません。よろしいですか。

はい、藤倉委員。

●藤倉委員 今日からですね、協議を進めていますけども、この点はね、非常に前向きなプラスの意見なんです。ただ、そのやりとりでありました。簡単にいうと市民の皆さんが一生懸命いろんなイベントをやってくれている。有り難いことです。映画祭もそうです。いろんなこともあります。そのイベントに対して行政がどのように関わっていくのかと、財政破綻の時から行政にはそういう余裕がありません。人的にもそれから費用的にも。それで、市民の皆さんがおやりになることに対して行政としても、職員も市民ですからボランティア活動もする若しくは役職者においても出来るだけ時間的な余裕を削いで支援する。そういう関係で成り立ってきたと。あれから 4 年、5 年経ちましていろんな市民の皆さんがいろんなことを考えてくれてイベントをやってくれております。行政もそれに対して出来るだけ協力したいと、こういう状況下の中で一つのルール作り、どのようなイベントに対して行政はどういう支援をするのか、ここのところをもう一度構築しようじゃないかと、それが大きなやりとりの中だと思うんです。ですから、決して後向きじゃなくて、これからどんどん出てくるイベントに対して行政の支援、市民の協力、諸々もう一度ちょっと整理しようじゃないか。そこで一番大きなことは職員ですね、

職員をボランティアで使うのか、使うと言いはおかしいですね。ボランティアで協力願うのか、それとも公務なのか、仕事の一環なのか、この辺がやっぱり論点の一つですけども、これは私自身の意見ですけどもね、やっぱりボランティアがあってもそれがあって公務もまたそれ的な扱いもするとか、いろんなことを出ましたでしょうけども、今言いましたようにくどいんですけど、新たにどういう形で市民の皆さんのイベントに行政、議会が関わっていくのかと、それをある程度はつきりする良いチャンスじゃないのかと、このように私は受け止めております。

●高間委員長 はい、わかりました。今のは意見として伺っておきます。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 今、様々な意見も出て、こういう結論に達したんですけども、私個人としましては職員の休みがなくなるんじゃないのか、過労にならないのかということをちょっと心配しました。広報とそれから議会だよりの中に全てのイベントに対してということではなくて、それは限定しよう、夕張の再生に資するもの、そして市民の命の安全に関わるものという、そういった中身の限定はされればいいのかということになりました。市民の皆さん、職員の皆さんにも大変ご苦勞をおかけするかも知れませんが、そういった中で本当に職員が足りないということが明らかになっていけば、これが道や国に対して、総務省に対してももっと職員を増やすというそういうアピールにもなるものではないかというふうに思っております。

以上です。

●高間委員長 それでは今、熊谷委員の意見として聞かせていただきます。

先程、最初にありましたように議運の委員長報告、その内容が全てでありますので、これに対して答弁をお願いしたいと思います。

はい、市長。

●鈴木市長 小林委員長からのご報告を受けまして市といたしましては委員の皆様のお考え、また一定の議論の中で今お話のありました委員長はじめ皆様の思

いを受けてですね、行政常任委員会のやりとり等を含めて今後市の広報での掲載ということも検討をさせていただきたいというふうに思っております。その際にですね、編集の際に議会での議論については議事録等の資料提供の部分をですね、ご協力をいただきまして作成していければというふうに考えておりますので、その旨ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

●高間委員長 はい、ありがとうございます。

はい、小林委員。

●小林委員 今、議事録の関係のお話市長から出ましたので、その部分十分協力させていただきます。

●高間委員長 ということでありますので、昨日からの懸案はこのように決着をいたしましたので、双方議会側もまた行政側もそれぞれまた努力をして一つの方向に向かっていきたいと思えます。

では、お昼の時間ということでありますので、ここで昼食休憩をとって 1 時から引き続き再開をしていきたいと思えます。

ありがとうございました。

午後 0 時 0 0 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

●高間委員長 それでは皆様ご苦勞様です。

これより休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

それでは、大綱質問の続きを行ってまいりたいと思えます。意見ございますか。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 就学援助について昨日に引き続きもうちょっとお伺いしたいのですが、文部科学省では 10 年度からですね、就学援助の対象費目にクラブ活動費や生徒会費、PTA 会費などを追加拡大しているんですが、道教委の調査によりますとまだ全国的にはそういったことが就学援助の対象にされていない地域もあるようなんですが、夕張市はどういうふうになってますでしょうか。

●高間委員長 はい、課長。

●秋葉教育課長 お答えいたします。

就学援助の費目に関わるご質問でございます。今委員ご指摘の通りですね、就学援助の費目の中に P T A 会費等ですね、ものが追加されたというのは承知をしております。

夕張市の状況でございますが、ただいま本市で就学援助の項目として認めておりますものはですね、学用品費、それから通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、それから学校給食費、それから特定疾病に関わります医療費の費目でございます、ただいま委員ご指摘の P T A 会費そのものにつきましては支給をしてございません。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 文科省でこれを追加拡大したということですのでね、是非とも市としてもですね、就学援助の対象費目にクラブ活動費、生徒会費、P T A 会費、これが全部足しますと 1 万円を超えるというふうに思うんですね、全国的にも保護者の収入が下がっている世帯が多いというふうに思いますが、夕張市内では特にそういったこともあろうかというふうに思えます。是非ともこういった就学援助の追加を今後お願いしたいというふうに思うんですが、市長部局としてはどのようにお考えでしょうか。

今現在対象にされていないということですのでね、今後どういうふうにしていくかという、市長は子供が希望を持ってこの夕張で育ていけるようにという、そういうことも所信表明の中にあつたというふうに思えますので、今後改善を検討していくという、そういうお考えがあるかどうかということを伺いたいのです。

●高間委員長 市長に答弁求めていますか。

はい、市長。

●鈴木市長 熊谷委員のご質問にお答えをいたします。

議会の中でも就学援助の基準等について答弁をさせていただいた部分も以前ございますけども、教育のですね、現場の状況等を踏まえてですね、総合的に判断

する中で文部科学省が拡大した部分についてもですね、判断をしていきたいと思えます。現時点で具体的な方策、いついつから拡大するしないについて検討していくという段階にはございません。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 現段階のことはわかりました。

以前にもお話ししたように就学援助は生活保護の 1.1 倍ということでしたが、是非とも 1.3 倍にということも含めまして今後就学援助の拡大、それから費目の追加ですね、そういったことを前向きに検討していただけるように強く要望したいと思えます。

●高間委員長 要望ということですね。

ほかにございますでしょうか。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 後期高齢者医療制度について伺います。

今回 2 月の末で 1,609 円の値上げが決まったところだというふうに思えます。全道で滞納者は 2011 年度分で 7,738 人にも上っている状況なんですね、夕張での滞納状況はどのようになっているのか、それから他の地域では差し押さえをしているところも増えてるといふふうに情報が入っているのですが、夕張で差し押さえなどはされているのかどうか、そこのことを伺いたいのですが。

●高間委員長 はい、税務担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 熊谷委員のご質問にお答えをいたします。

滞納額につきましては今調べさせていただいてちょっとお時間をいただきたいと思えます。

滞納対策なんですけれども、後期高齢者医療保険制度始まってまだ日が浅いといえますか、ですけれども、国民健康保険料或いは介護保険料等も税務担当の方で扱い、滞納対策も一体という中で実施しております。制度が新しいのでまだ滞納分も沢山積み重なってきているという状況ではありませんが、年度を重ねるごとにある程度はまた出てくるということも予想はされております。滞納対策としては後期に特化したような特別な滞納対策ということではなくして、ほかの税、保険料と同様に一体とした形での収納対策を取り進めて

おります。その中でご質問のあった差し押さえにつきましても市税も含めてですね、近年積極的に力を入れ実績も上げているところであります。

後期に限定しますと差し押さえを実際に行ったのは 1 件ございます。

以上です。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 差し押さえの実績ということで 1 件あるということでした。滞納者というのは担当者の方がね、どういうふうを考えていらっしゃるかわかりませんが、年金額の少ない方も沢山いらっしゃる中で本当に手取りの年金は目減りしてきている状況で持ち出し分がどんどん増えてくるという、そういうことが実際に今現実問題として起こっているというふうに思うんですね、それで、その滞納者の中で 1 件差し押さをされたということですが、悪質というふうに判断されたのでしょうか。

●高間委員長 はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 申し訳ありません。個別事案になりますので、申し訳ありません、ちょっと時間をいただいて正確にお答えさせていただきたいのですが、委員長よろしいでしょうか。

●高間委員長 はい、後ほどということで。先程の件と 2 点。

ほかにございますでしょうか。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 障害者のことでお伺いをしたいと思います。少し前の常任委員会の中で札幌での障害者ご兄弟の孤立死事件をきっかけに夕張市内でも障害持ってらっしゃる方の状況把握の為の調査をされているというお話がありました。調査がどの程度進んでいるのか、問題がある程度浮き彫りになっているのか、いないのか、その辺の進捗状況をお聞きしたいのですが。

●高間委員長 はい、担当課長。

●松本保健福祉課生活福祉担当課長 先日の常任委員会で報告させていただきました知的障害の手帳ですね、所謂療育手帳なんですけれども、それをお持ちの方で何もサービスを受けていない方ですね、いう方が 21

名いらっしゃいまして、そのうち療育手帳のAという重たい方の手帳お持ちの方が3名で残りはBという軽い方の手帳です。実際にいろいろ除雪の問題とかありましてなかなか進んでないのもあるのですが、もう既に数件行っただけで、今のところ行った中ではですね、サービスは受けてないんですけども、特に軽い方についてはですね、一般就労したんですけども、基本的には普通の一般企業では働けなくて、やめてですね、自宅で何もサービス使わないでですね、自宅にいらっしゃるといって方が数件です。今のところまだ全部終わっていませんけども、今のところそういった問題は確認出来てません。ただ、今月中に何とか行いたいと思っているのですが、他の用務との絡みでですね、なるべく早い時期に行いたいとは思っておりますが、当年度内にちょっと難しい状況かも知れません。なるべく早く行いたいと思っています。

以上です。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 そういった方たちの生活をやっぱり誰が見ていくかということが非常に大きな問題だというふうに思います。そういった方たちの保護者の方たちもだんだんと年齢的に亡くなったりする場合も多い、そういう状況に夕張市はなってきたというふうに思います。そういう方たちに対して今後わかってきた時点でどのような対処をされる方針なのか、そこをお聞かせください。

●高間委員長 はい、担当課長。

●松本保健福祉課生活福祉担当課長 特に知的障害者の方についてはですね、以前からその親亡き後の問題というのがですね、育成会という団体でもですね、取り上げられてます。ですから、そういう方については昔から施設入所ということも一時的な流れとしてはあったんですが、最近はですね、基本的にはグループホームで在宅での生活をしながらですね、働ける方は一般就労、そうでない方についてはですね、就労系の事業所に通っていただいて本人の意向を尊重しながらですね、進めていくというのが基本になってますので、在宅にいる方がですね、高齢で介護保険のサービスを

使うようなことになればですね、その辺はこちらの方で相談を受けながらですね、場合によっては民生委員さんの力もお借りしながら対応していきたいと考えております。

以上です。

●高間委員長 はい、よろしいですか。ほかにはございますでしょうか。

では、ほかにはないようですので、これで大綱的な質疑を終わります。

〔答弁、まだ〕と呼ぶ者あり〕

後で、ここで待っていた方がいいですか。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 国民健康保険証のですね、滞納者の推移とですね、資格証の推移、窓口留め置きについて三点教えてください。

●高間委員長 答弁調整少々お時間いただきます。

午後 1時15分休憩

午後 1時17分再開

●高間委員長 税務担当課長の方からお願いいたします。

●三浦財務課税務担当課長 答弁にお時間をいただきまして申し訳ありません。

熊谷委員のご質問ですが、平成23年2月末時点での全体での滞納額が2,657万8,600円、今年度分までの納期限の分を含めてです。差し押さえ実施につきましては先程も申し上げたように1件、8万4,300円の実績があります。滞納の理由についてはですけども、この方については年金者なんですけれども、なかなか自主納付が見込めない方でありまして年金の差し押さえを実施しております。年金の支給額につきましては大体ですが200万程度の方ということになっております。差し押さえ額につきましては基準がありましてですね、生活必要経費などがきちんと算定がありまして、それ以外での部分での可能な差し押さえ額ということで実施しております。

以上です。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 総額的に2,600万何がしということだったのですが、私がお聞きしたのは何人ぐらいの方が滞納してらっしゃるのかなということをお聞きしたんですけれど。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 この後期高齢者医療制度の中で年金で差し押さえということだったんですが、年金が低くて例えば先程おっしゃっていた生活に係る分を除くと、除いた中からの差し押さえだというお話でしたよね。そうすると何か月もかけてその分を差し押さえにしていこうということで良いんですね。

●高間委員長 はい、課長。

●三浦財務課税務担当課長 基本的には年金機構の方に連絡をしてですね、可能額が定まった上で年金機構の方で差し押さえしたものが市の方に納付になるということでありまして、基本的には滞納が終わるまで続けるということが基本で進めております。

●高間委員長 はい、市民課長。

●芝木市民課長 大変お待たせしました。熊谷委員の質問にお答えします。

国民健康保険証の資格証に関しましては22年度のデータで17件、それから短期証に関しましては100件程度となっております。ただし、短期証に関しましては特に子供の分なんですけれども、資格証を出した家庭とですね、ご連絡をとってまずは1ヶ月経ってもですね、ちょっとご連絡がならない部分、そういった部分に関してはお子さんの分については短期証を出すというような形をとっております。

以上です。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 窓口の留め置きというのは今現在されているのでしょうか。国民健康保険証の窓口の留め置き、何年か前にはあったのですが。

●高間委員長 はい、市民課長。

●芝木市民課長 熊谷委員の質問にお答えします。

滞納で留め置きというのは委員ご存知の通り、滞納に渡って交渉する間です、こちらに来てもらって、

納付に関わる交渉をする機会をちょっと設けておるんですが、22年度においては大体100件程度と。

以上です。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 滞納者が100件ではなくて滞納によって窓口留め置きの状況になっているのが100件あったということですよ。以前ほかのことで市民から相談を受けた時にですね、例えば市民の中にはね、滞納することによって、国民健康保険だけではなくて様々に生活が困窮してくるといろんなところで滞納になってきますよね、そういうのがあるとなかなか責められそうで、それが敷居が高くなってなかなか役所の窓口まで行けないということは何人かから伺ったことがあるんですよ、健康保険証がないと本当に体調が悪くても病院に行くのにも10割負担ということになりますから、市民の健康を守るという上でね、本当にそれが良いのかどうか、滞納を改善する為にとすることは凄くわかるんですけども、窓口留め置きしながらね、きちんと市民に対してどういった程度の、どういう頻度でアクセスしていらっしゃるのか、自宅まで伺ったりしているのか、そこら辺詳しく聞かせていただきませんか。

●高間委員長 はい、市民課長。

●芝木市民課長 アクセスの頻度もそうなんですけど、今委員おっしゃったように生活困窮者に対してですね、保険料の減免制度というのでも我々設けております。そういったことですね、本当に困窮されている場合については実態を把握しながらですね、そういった制度についてもお話しながら業務を続けておりますので、そういったこともご理解いただければと思っております。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 この間の相談もそうなんですけれども、生活が本当に困窮してきて、ただ生活保護にはなりたくない、ただ病院代だけ何とかならないのかとかね、そういう相談も実はよくあるんですよ、本当に全国的にも収入減って、困窮してらっしゃる方が凄く多くなってきていると思うんですが、夕張市でも本当にそ

うだというふうに思うんですね、是非そういう生活をきちんとしていけるようにする、最低限それを差し伸べるというのが私は行政の役割だろうというふうに思うんです。取り立てているだけではなくてね。夕張市が鬼のように取り立ててるとは思っていない。それは思っていないのですが、取れるとこで取るというのは非常に大事なことだというふうには思いますが、是非とも市民の健康的、憲法で定められている最低限度の健康と暮らしを守れるような、そういう手立てを様々な方法で是非手を差し伸べていただきたいというふうに思います。

●高間委員長 要望ですか。

はい、担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 お時間をいただきまして恐縮です。

私の方から先程の滞納件数についてお答えをいたします。ご承知の通り滞納額、件数につきましてはこれ日々流動的というか、動きのあるものでございます。それで、少しさかのぼりますが、平成 22 年度末決算委員会にご報告している内容はきちんと押さえた数字なので、その時点での数字を再度ご報告さしていただきますが、国民健康保険料につきましては 426 件、先程ありました後期高齢者につきましては 42 件ということで、その時点での押さえをしております。

以上です。

●高間委員長 よろしいでしょうか。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 後期高齢者医療というのはご存知のように 75 歳以上の方の医療保険だというふうに思います。その方たちがですね、42 人の方たちがやっぱりこの保険料も払えないような状況におかれているということ。それから、国民健康保険 426 件ですよね、そういう方たちがこの夕張で暮らしていらっしゃる、そういう方たちの人権と暮らしをしっかりと守るということを是非念頭において新年度以降の夕張の市政にあたっていただきたいというふうに強く要望して質問を終わります。

●高間委員長 要望ということでありますので。ほ

かにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかになれば、これで大綱的な質疑を終わります。

●高間委員長 それでは、これより各会計予算案の審査に入ります。

始めに、一般会計であります。事項別明細書により、歳出から審査してまいります。

53 ページをお開きください。

1 款議会費、54 ページまでであります。

●高間委員長 はい、熊谷委員。

●熊谷委員 比較の中で 624 万 7,000 円、前年度より減っていますが、この部分の中身を教えてください。

●高間委員長 はい、局長。

●竹下議会事務局長 お答えいたします。

議員年金の法律が 23 年度に終了したことに伴いまして、23 年度統一地方選挙の年でありましたので年金に関わる部分の負担率が 88%程度となったもので、金額がかなり高くなりました。当年度につきましては改選期でありませんので年金の支払額が若干低くなるということで利率が下がったものです。それで、約 600 万程度下がったものでございます。

●高間委員長 ほかによろしいですね。

それでは、次、

2 款総務費、55 ページから 68 ページまで。

はい、厚谷委員。

●厚谷委員 それでは、総務費の関係でご質問させていただきます。

総務の 56 ページ一般管理費の 15 節工事請負費でございますが、39 万、庁舎バリアフリー化改善工事ということでございますけれども、どちらの工事を予定されているのかということについてお示しをいただきたいと思っております。

●高間委員長 はい、総務課長。

●及川総務課長 庁舎のバリアフリー化ということで 5 階から 6 階にかけの階段等の工事であります。手すり工事です。

●高間委員長 よろしいでしょうか。

はい、厚谷委員。

●厚谷委員 はい、わかりました。

それでは、もう一件申し訳ありませんがお願いいたします。

57 ページ財産管理費でございます。建築物耐震改修計画策定委託料、臨時費ということで新設されていると思うんですけれども、この耐震改修計画の所謂どのような公共施設が該当されるものなのかについて教えていただきたいと思うんです。

●高間委員長 はい、担当課長。

●中港建設課建築住宅担当課長 建築物の耐震改修を促進する為の措置について、建築物の耐震改修促進に関する法律第 5 条第 7 項の規定により計画を定めようとするものでございます。都道府県の計画策定は義務付けとなっておりますが、市町村は努力義務となっているものでございます。しかし、全道 179 市町村の平成 23 年度末時点での未策定団体は本市のみの予定となっております。東日本大震災で国民の防災意識はいつそう高まる中、計画策定の必要性が迫られている状況であります。策定する計画の内容でございますが、法第 5 条第 2 項に基づき、建築物の耐震診断と耐震改修の実施に関する目標、その他促進施策に関する事項などとなっております。なお、この計画策定経費には耐震診断や改修に関わる経費は含まれておりません。それで、この計画策定の対象となる公共施設についてでございますが、昭和 57 年以前に建てられた主に 3 階建以上の建築物ということで、また、延べ床面積ですとか細かい部分での要件はございますが、例えばですね、主な公共施設を申しますとですね、ファミリースクールひまわりですとか、市立診療所、市役所の本庁舎、市民会館など 9 の公共施設が対象となるものでございます。それから、市営住宅につきましてはですね、30 棟が対象となるものでございます。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますでしょうか。

はい、大山委員。

●大山委員 57 ページの一般管理費のうち、備品購入費 540 万、これのちょっと内訳をお聞かせ願います。

●高間委員長 はい、総務課長。

●及川総務課長 大山委員の質問にお答えいたします。

自動車購入ということで 528 万計上しております。この内訳につきましては、軽自動車 114 万相当のものを 2 台とあとトラック 300 万相当を 1 台予定しております。自動車の更新につきましては現在 28 台公用車を保有しておりますが、平成 5 年車が 2 台、平成 6 年車が 1 台、平成 7 年車が 2 台と年度が相当古いものもございまして計画的に更新する予定でございます。

●高間委員長 はい、大山委員。

●大山委員 私も見て相当古い車が沢山あるということなんですが、例えば 10 年経過した時点でですとか、12 年なのか、その辺の基準というのはあるんでしょうか。

●高間委員長 総務課長。

●及川総務課長 車、備品のその程度にもよるものですから、現実的に修理の状況等を把握しながら、あと車検の状況を総合的に勘案して更新するような考えであります。

●高間委員長 はい、大山委員。

●大山委員 今の説明で軽が 2 台、トラックが 1 台ということだったんですが、バンタイプの車、相当古いがあると思いますが、この辺については 25 年度以降計画的に更新していくという考えでよろしいのでしょうか。

●高間委員長 はい、総務課長。

●及川総務課長 先程申した通り、平成 5 年度の車については 2 台ありまして、これはバンタイプがその 2 台となります。ただ、ちょっとこの程度平成 5 年それが有力なんですけれども、ちょっと車検の状況そして修理状況ほかの前の車検を取っているものがあるものですから、そういうものを総合的に判断しながらどれがいいのかというのを判断していく予定であります。

●高間委員長 はい、大山委員。

●大山委員 説明はわかりましたが、バンタイプの車も含めて、市内、市外いろいろ動くと思いますが、古いことによって起こる事故等も考えられることから

ですね、点検ですとか、最終的には更新この辺しっかり見極めてですね、進めて行っていただきたいと思います。

以上です。

●高間委員長 要望ということです。ほかにはございませんか。

はい、島田委員。

●島田委員 59 ページお願いします。

企画費の中の需用費に対して修繕料とあるのですが、企画に対しての修繕というのがどういうものがあるのかちょっと教えていただきたいと思います。

●高間委員長 はい、産業課長。

●木村産業課長 はい、お答えいたします。

老健、虹ヶ丘、日吉にある。そこにですね、源泉を送る為にですね、送る為の電気代ですね。それを光熱水費として計上しております。それともう一つはですね、修繕料につきましてはですね、2 号源泉から日吉の老健施設へ送る為のですね、埋設管のメンテナンスをしばらくやっていなかったものですから安定供給する為に 24 年度実施しようと考えている部分でございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは、

3 款民生費にいきます。69 ページから 79 ページです。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 78 ページの生活保護扶助費のところ で 1,357 万 8,000 円、前年に比べてマイナスになっていますが、この要因を教えてください。

●高間委員長 はい、担当課長。

●松本保健福祉課生活福祉担当課長 扶助費の 1,357 万 8,000 円なんですけど、この減額についてはですね、今年度生活保護のですね、システムの更新ということで 23 年度に 1,340 万 9,000 円同額ですね、このお金でですね、生活保護のシステムの更新をしまして、それで来年度不要になったことからですね、減額になっておるものでございます。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますでしょうか。

はい、小林委員

●小林委員 73 ページのコミュニティセンター費、昨日もちょっと大綱的な中で指定管理を受けている生活館的な部分で私は捉えていたんですけども、この中でこの部分の予算昨年度もされていたと思いますけれども、他の指定管理受けている部分とこの部分と違いがあるのかどうかと今回市内に 4 箇所簡易な行政窓口の設置の経費という部分で出ておりますけれども、こういう中でこの分捉えて他の指定管理受けてる部分と今回そういう部分の中で新たな設置の部分ありますけど、この部分の中で個々の予算というのはどういう経過、経緯があったのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●高間委員長 はい、市民課長。

●芝木市民課長 小林委員の質問にお答えします。

こちらコミュニティセンター費ですけども、南部コミュニティセンターの部分でございまして、こちらの方の施設、平成 18 年度財政再建計画策定の時にですね、他の施設と同様廃止ということも選択肢の一つとして検討されたところでございますが、南部という地域、清水沢から 10 キロ以上離れていて、しかも他の中間地点に該当するような施設もないというようなところ、尚且つ高齢化、人口減少も著しい地域ということを踏まえてですね、存続というようになったところでございます。その際に人口規模、それから施設の老朽の度合い等々を鑑みてですね、こちらの方に関しましての維持管理費の一部について財政再建計画に計上することが国の方にも認められたところから、これまで議決で予算の方も認められてきたところでございます。

それから、ふれあいサロンですか、ふれあいサロンに関しましてはちょっと担当は違うんですが、聞いたところによりますとふれあいサロンの経費というのは各施設の借り上げと、借上料ということで計上しておりますので、そういったところでは今回のこの経費とは重複しないものと考えております。

以上です。

●高間委員長 はい、小林委員。

●小林委員 今経過、経緯聞きましたけれども、その中であって昨日の中でもあった中で他にもいろんな部分で距離的なものだけでなく、いろんな部分で指定管理受けて生活館的またふれあいサロンの中で市民の窓口いろんな部分、それぞれ役割は違う部分もあるかと思いますが、その部分を市民の為にそれぞれ会館的な使い方されているところはそういう中で大変財政的には多分厳しいものだと考えております。当然やっぱり何箇所かそういう中でふれあいサロン、それからその部分を併設しない中でね、やっている部分も各地域にあります。そういう中で整合性をとる為にその部分が、ここの部分とここの部分は例えば競合しない考え方だと言いますが、実際やっぱりそうやって地域地域で抱えてる生活館的なものは同じ課題を抱えていると思うんですけれども、その部分の見解があればお聞きかせいただければと思います。

●高間委員長 はい、市民課長。

●芝木市民課長 小林委員の質問にお答えいたします。

今小林委員おっしゃられたように各生活館、指定管理大変な苦勞をしてですね、会館、施設運営されていることについてはわれわれも承知しております。今おっしゃられた所謂バランス、他の施設のバランスの問題だと思っております。今回予算計上するにあたりですね、南部コミュニティセンターはやっぱり一部バランスについてはちょっと欠いておる部分があるのかなという部分についてはですね、ちょっと認識同じくするところがございます。そういったところから次年度においてですね、予算編成する時にはそういったところも踏まえてですね、なるべく他の施設、ご理解いただけるような予算のあり方についてですね、運営委員会でも協議を重ねて行きたいと思っておりますし、一部打診もしております。

以上です。

●高間委員長 はい、小林委員。

●小林委員 そういう、今考え方お聞きいたしました。昨日も大綱的な中で特に水道光熱費、こういう部

分は各地域悩みの種だと思います。そういう中でそれぞれの地域地域、行政の窓口であっても市民の受け皿であっても、それぞれ地域に持つ課題というのは違うと思いますけれども、市民の窓口であるのはそういう施設は当然やっぱりあるものだと、必要だからそれぞれ指定管理を受けてやっっているものだと思いますので、その部分お願いをいたします。これは要望でございます。

●高間委員長 要望ということですのでお願いいたします。ほかにもございますでしょうか。

はい、厚谷委員。

●厚谷委員 細々したことで大変申し訳ございませんが、69 ページでございます。社会福祉総務費の 13 節委託料、253 万 7,000 円で行政窓口設置委託料ということで、これまで市長からの市政執行方針も含めて、その事業実施についてお示しをいただいたところでございますが、この委託をしようとしている内容ですね、例えば人工、それから従事される時間、それから年間通じての日数ですとか、そういった辺りについてお示しをいただきたいと思いますが。

●高間委員長 はい、担当課長。

●松本保健福祉課生活福祉担当課長 行政窓口の設置委託料についてでございますが、本年度はですね、実際にこの事業を行ったのは平成 21 年の 10 月から本年度の 3 月までですね、ということで、これは国の交付金事業を使いまして基本的には 3 年間の時限設定で行っていたものでございます。内容としましてはリサイクル事業、あと申請書の受付事業と行政相談という内容になってます。開設時間については週 5 日の 9 時から 16 時までというのが本年度までの実施状況でございます。交付金の方もですね、もう活用できないということで、これからどうしようか検討したところでございますが、皆様方からのご意見を確認した上でですね、最低限の開設ということで行おうという結論に達しまして、内容としましては先ほどのリサイクル事業と内容は変更せずにですね、開設時間だけを週 3 日間の月、水、金の午前中ですね、9 時から 12 時ぐらいを基本としまして行うということで、最低限のですね、

金額ということで 253 万 7,000 円を計上さしていただいたところでございます。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、次、

4 款衛生費、80 ページから 87 ページ。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 80 ページの保健衛生総務費ですが、前年に比べて 1,926 万 2,000 円の減、内容を教えてください。

●高間委員長 はい、財務課長。

●石原財務課長 私の方からお答えします。

これは診療所事業会計への繰出金の減額によるものでございます。

●高間委員長 ほかにございますか。

それでは、次、

5 款農林業費、88 ページから 90 ページ。

ございませんか。

[発言する者なし]

それでは、次まいります。

6 款商工費、91 ページから 92 ページ。

はい、熊谷委員。

●熊谷委員 92 ページに負担金補助及び交付金ということで 1 億 5,000 万ですね、この中身教えてください。

●高間委員長 はい、産業課長。

●木村産業課長 株式会社夕張ツムラ二期工事分の補助金でございます。

●高間委員長 ほかにございますでしょうか。

はい、議長。

●高橋議長 同じくですね、92 ページの企業開発対策費なんですけれども、ちょっと教えていただきたいのが千代田のバイオの農園管理委託の関係ですね、これ平成 23 年、今年度で一応方針がですね、ある程度、一定程度こんにちまで役目が云々という話も以前からあったと思うので 24 年度の方向性に向けて、この管理委託料付いているんですけれども、その辺の中身、具体的な方針ある程度明確にされるのであれば

すね、出来るのであればお示しいただきたいと思うんです。

●高間委員長 はい、産業課長。

●木村産業課長 千代田バイオの農園管理委託につきましても、今まで東海大がやっておられたんですけども、今年度限りでですね、今のところ西村教授の退職に伴ってですね、返上したいというお話がございまして、その後についてはですね、またどこかですね、引き続きやっていただけたところがあればですね、今後交渉してまいりたいと考えております。

以上です。

●高間委員長 はい、議長。

●高橋議長 これは以前からですね、所謂今年度をもってという方針がある程度東海大学さんの方からも示されていた中で、市としてもそれは当然以前から聞いていたお話だったと思いますから、当然これやっぱり 24 年度の方向性に向けてはですね、その所謂対策、当然考えていかなきゃいけないものだと思うんですね。ましてや、一応少ない予算ながらも千代田バイオ農園の管理委託料として付けている訳ですから、当然付けている以上はそれを以ってどういう対策をして行こうとするのがですね、本日のこの予算委員会の中でのお示しだと思うんですけれども、まだ具体的な方針が整ってないということであればですね、いずれにしても 24 年度の中ではやはりどうであれですね、あそこ無人云々にするということにもならないでしょうから、その辺の方針をですね、早急にやっぱり対策が必要になってくるのではないかなと思っています。その辺はこの年度の中ですね、きちんとした対応をお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

●高間委員長 ほかにございますでしょうか。

次、

7 款土木費、93 ページから 101 ページまでです。

はい、島田委員。

●島田委員 97 ページをお願いいたします。

公園費、需用費の中の光熱水費が昨年より 180 万ほど減となっておりますが、その部分ちょっとお知らせいただきたいと思います。

- 高間委員長 はい、建設課長。
- 細川建設課長 丁未風致公園の電源設備の受電の方法を高圧受電を変更することによって減額になったということでございます。
- 高間委員長 はい、藤倉委員。
- 藤倉委員 除雪費ですけれども、逆に心配なんですけれども、今年は非常に豪雪でしたけれども、今度の予算を見ても 150 万ちょいしかオンしてませんけれども、これは充足、大丈夫なのかと。今年度の実績見てのことだと思えますけれどもちょっとこのところは心配ありますけど、何かこの件に関して除雪費の額が少ないんじゃないかという懸念します。どうですか。
- 高間委員長 はい、建設課長。
- 細川建設課長 過去のですね、平均の額ということで算定した額を再生計画で計上さしていただいております。今年のように特別ですね、雪が多い分については今年も補正ありましたようにそういう形で対応させていただきたいと思えます。
- 高間委員長 ほかにありますでしょうか。
8 款消防費、102 ページから 105 ページ。
〔発言する者なし〕
9 款教育費、106 ページから 109 ページ。
はい、熊谷委員。
- 熊谷委員 106 ページの一番下ですが、指導研究費で 165 万 5,000 円の減額です。これの内容を教えてください。
- 高間委員長 はい、課長。
- 秋葉教育課長 お答えいたします。
指導研究費の前年度費 165 万 5,000 円の減の内訳でございますが、これにつきましては職員の配置によります職員給与費の減、給料、職員手当と共済費合わせて 225 万円が減となっております。科目によって増減ございますが、主な要因としてはこれでございます。
以上です。
- 高間委員長 ほかにございますでしょうか。
はい、厚谷委員。
- 厚谷委員 109 ページです。幼稚園費でございますが、報酬で園長、今年度、24 年度の予算計上額が 168

万円ということで、平成 23 年度についてはですね、報酬額が確か 180 万ということだったと思います。それで、嘱託職員については、その資格ですとかによって報酬額が変わるものと思いますが、その辺りのことが表れているのか、ということについてちょっとご説明をいただきたいと思うのですが。

●高間委員長 はい、課長。

●秋葉教育課長 お答えいたします。

厚谷委員ご指摘の通り幼稚園の園長の報酬につきましては、平成 23 年度は月額 15 万円ということで計上しておりました。本年度ですね、1 万円減の月額 14 万円ということになってございますが、これにつきましては教育委員会の中の嘱託職員ですね、その配置換えに伴います職務のですね、重さこれ等を勘案いたしまして 1 万円減としたところでございます。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、

10 款公債費、120 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款諸支出金、121 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款予備費、122 ページ。

〔発言する者なし〕

それでは、次に、職員手当等に入ります。124 ページから 125 ページであります。ご覧願いたいと思いません。

次に、歳入に入ります。

10 ページをお開きください。

1 款市税、15 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款地方譲与税、16 ページから 17 ページになります。

〔発言する者なし〕

3 款利子割交付金、18 ページ。

〔発言する者なし〕

4 款配当割交付金、19 ページ。

〔発言する者なし〕

5 款株式等譲渡所得割交付金、20 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款地方消費税交付金、21 ページ。

〔発言する者なし〕

7 款自動車取得税交付金、22 ページ。

〔発言する者なし〕

8 款地方特例交付金、23 ページ。

〔発言する者なし〕

9 款地方交付税、24 ページ。

〔発言する者なし〕

10 款交通安全対策特別交付金、25 ページ。

〔発言する者なし〕

11 款分担金及び負担金、26 ページ。

〔発言する者なし〕

12 款使用料及び手数料、27 ページから 30 ページまでです。

〔発言する者なし〕

次、

13 款国庫支出金、31 ページから 34 ページまで。

〔発言する者なし〕

14 款道支出金、35 ページから 39 ページまで。

〔発言する者なし〕

15 款財産収入、40 ページから 41 ページまで。

〔発言する者なし〕

次、

16 款寄附金、42 ページ。

〔発言する者なし〕

17 款繰入金、43 ページから 44 ページまでです。

〔発言する者なし〕

18 款繰越金、45 ページ。

〔発言する者なし〕

19 款諸収入、46 ページから 51 ページまで。

〔発言する者なし〕

20 款市債、52 ページ。

〔発言する者なし〕

次に、7 ページをお開き願います。第 2 表地方債が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、1 ページをお開き願います。第 3 条に歳出予算の流用が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、附属資料に入りますが、126 ページから 133 ページまでに給与費の明細書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、債務負担行為に関する調書が 134 ページから 137 ページまで記載されておりますので、ご覧願います。

次に、地方債に関する調書でありますので、136 ページから次のページまで記載されておりますので、ご覧願います。

以上で一般会計の審査を終わりました。

●高間委員長 次に、国民健康保険事業会計に入ります。

138 ページから 182-1 ページまで一括して審査を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、国民健康保険事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、市場事業会計に入ります。

183 ページから 191 ページまで一括して審査を行います。

〔発言する者なし〕

質疑ないようですので、市場事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、公共下水道事業会計に入ります。

192 ページから 214 ページまで一括して審査を行います。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、公共下水道事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、介護保険事業会計に入ります。

215 ページから 257 ページまで一括して審査を行います。

[発言する者なし]

ないようでありまので、介護保険事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、診療所事業会計に入ります。
258 ページから 270 ページまで一括して審査を行います。

[発言する者なし]

ないようでありまので、診療所事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。
271 ページから 290 ページまで一括して審査を行います。

[発言する者なし]

ないようでありますので、後期高齢者医療事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、水道事業会計に入ります。
1 ページから 22 ページまで一括して審査を行います。

[発言する者なし]

質疑ないようでありますから、水道事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、各会計予算が終わりましたので、議案の審査に入ります。

議案第 16 号の質疑を受けてまいります。
市営住宅条例の一部改正についてであります。
よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

●高間委員長 それでは、以上ですべての審査が終わりましたので、取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議がありませんので、正副委員長に一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告といたすことにしておりますので、あらかじめお含みおき願いたいと思います。

次に、採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 8 号、議案第 16 号の 9 議案については、原案のとおり可決すべきものとして決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、この場合分割して起立によって採決をいたします。

議案第 1 号について、賛成の方の起立を求めます。
起立多数であります。

従って、本案についてはこれを可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第 2 号について、賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。

従って、本案についてはこれを可決すべきものとして決定してまいります。

次に、議案第 3 号について賛成の方の起立を求めます。全員起立であります。

従って、本案についてはこれを可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第 4 号について、賛成の方の起立を求めます。全員起立でありますので、従って、本案についてはこれを可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第 5 号についての賛成の方の起立を求めます。全員起立でありますので、従って、本案についてもこれを可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第 6 号について、賛成の方の起立を求めます。全員起立であります。

従って、本案についてもこれを可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第 7 号について、賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。

従いまして、本案についてはこれを可決すべきもの

と決定をしてまいります。

次に、議案第 8 号について、賛成の方の起立を求めます。全員起立であります。

従って、本案についてはこれを可決すべきものと決定してまいります。

次に、議案第 16 号について、賛成の方の起立を求めます。全員起立であります。

従って、本案についてもこれを可決すべきものと決定をいたします。

●高間委員長 これが付託議案に関する審査が終了いたしました。この場合、財務課税務担当課長から報告したい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

はい、税務担当課長。

●三浦財務課税務担当課長 平成 24 年度の予算に直接関係する部分ではございませんが、例年本席におきまして、地方税法等の改正案についてご説明をさせていただいておりますので、本年の状況についてご報告をさせていただきます。

現在、地方税法等の改正案が国会において審議されており、衆議院では 3 月 8 日に可決され現在参議院審議されている状況であります。近日中には可決、4 月 1 日には公布、施行の予定となっております。

本年の主な改正内容といたしましては、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置の 2 年延長、固定資産税の負担軽減措置の 3 年延長、住宅用地に係る調整措置特例を現行の 0.8 から平成 24 年、25 年度は 0.9 へ 26 年度廃止とすることなどが主なものでございます。

夕張市といたしましては、参議院での可決後速やかに市税条例の改正を行う為、専決処分にてこれを処理させていただきたいと存じておりますのでよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

●高間委員長 今回の報告に対しまして特に質問があれば受けてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 19 分休憩

午後 2 時 20 分再開

●高間委員長 それでは、引き続き質疑に入りたいと思います。

特に質問があれば受けてまいりたいと思いますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、報告に対する質疑をこれで終わります。

●高間委員長 これをもって行政常任委員会を終わります。

お疲れ様でした。

午後 2 時 21 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 _____